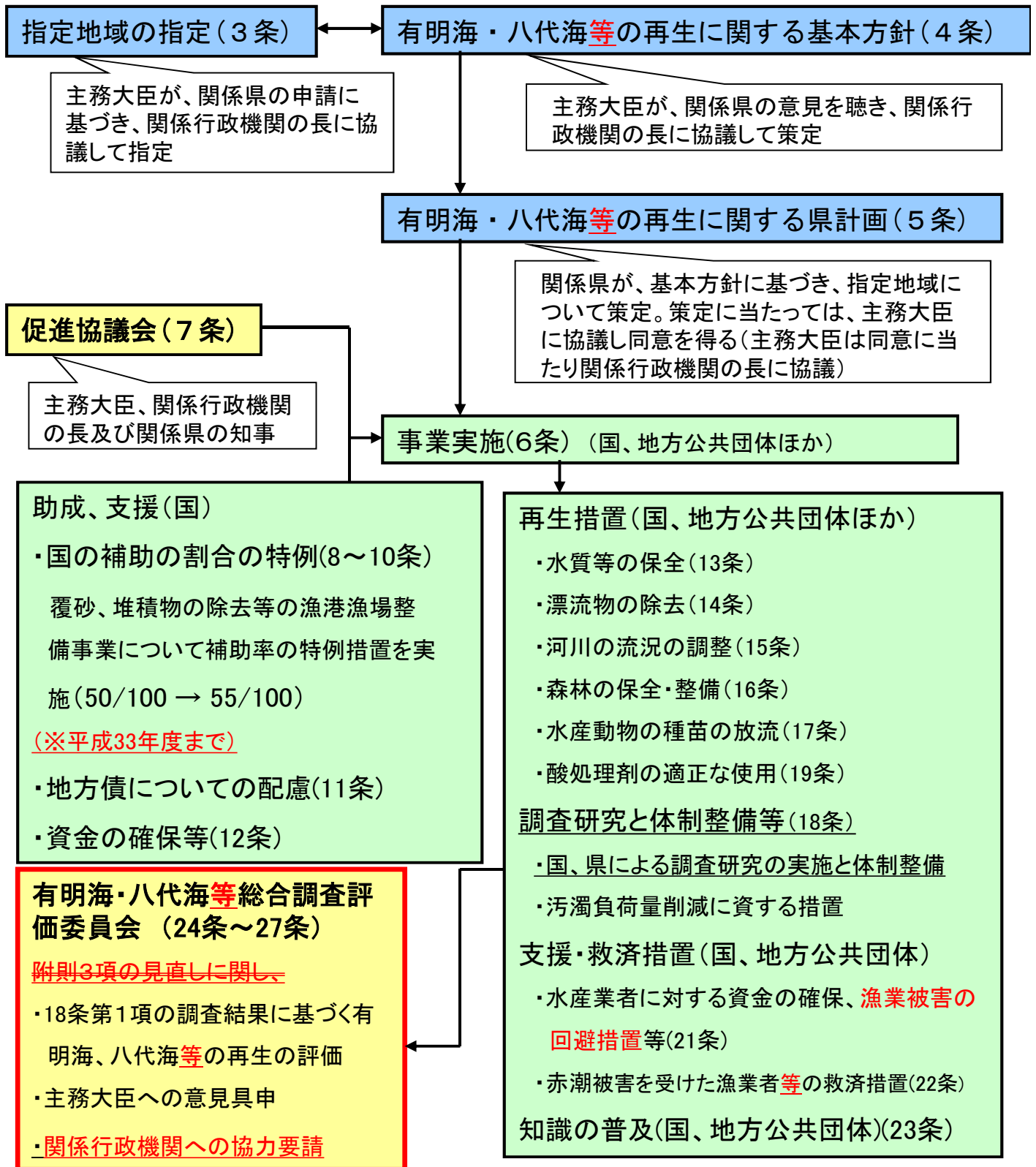


# 有明海及び八代海等を再生するための特別措置法のあらまし

海域：有明海、八代海、橘湾、牛深周辺海域（第2条）



○法律の施行の日から5年以内に、法律の施行状況、各種調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。(平成14年法制定時 附則3項)

○有明海・八代海等に隣接する海域において、新たに有明海・八代海の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、対象海域の見直しを行う。(平成23年改正附則)

(注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

(注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

公布・施行年月日 : 平成14年11月29日(一部改正(赤字)) ; 平成23年8月12日